

令和8年度 輸送の安全にかかわる情報

1. 輸送の安全に関する基本方針

- 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標とその達成状況

★ 令和8年度の輸送の安全に関する目標	★ 令和7年度目標達成状況		
◇ 人身事故	ゼロ!	目標	実績
◇ 飲酒運転	ゼロ!	★人身事故	0件 0件
◇ 物損事故	ゼロ!	★飲酒運転	0件 0件
		★物損事故	0件 0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

	内 容	件数
第1項	自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
第2項	十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
第3項	死者又は重傷者を生じたもの	0件
第4項	十人以上の負傷者を生じたもの	0件
第7項	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
第8項	酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
第9項	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
第10項	救護義務違反があったもの	0件
第11項	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
第13項	橋脚、架線、その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
第14項	高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車に通行を禁止させたもの	0件
第15項	前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

4.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況
有・無
- ・直近3年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況
有(令和7年)・無

★輸送の安全のために講じた措置

- ① 全車両へのドライブレコーダーを導入しております。
- ② 衝突被害軽減ブレーキ等を装着した先進安全自動車（ASV）は、現在9台中5台で維持しております。
- ③ ドライブレコーダーのデータを活用した教育を行っております。
- ④ ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行いました。
- ⑤ 定期的な健康診断を年に1度受診し結果に基づいた健康管理指導を実施しています。
- ⑥ 健康起因事故を未然に防ぐ為、無呼吸症候群等の検査・治療を開始しました。
- ⑦ 適齢診断（75歳以上）の年に1度の受診と診断結果に基づく教育・指導を行いました。

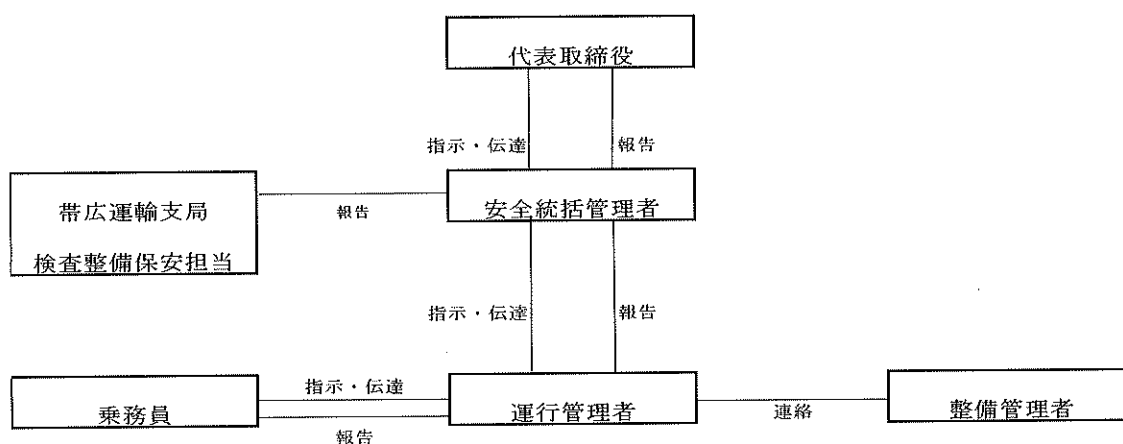
★輸送の安全のために講じようとする措置

- ① 定期的な健康診断と健康状態の把握・管理・指導を行って参ります。
- ② 定期的な適性診断の受診と診断結果に基づく教育・指導を行って参ります。
- ③ ヒヤリハットの収集を行い日頃から安全への意識を高めて参ります。
- ④ 疲労・疾病・睡眠の状況の確認とアルコール検出者ゼロに努めます。
- ⑤ 引き続き健康起因事故を未然に防ぐため検査・治療を勧めて参ります。

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

【輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制】

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統表



有限会社 飛内運輸

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ① 乗務員に対し指導監督指針を網羅した年間教育計画に基づいて月1回の教育を行っています。
- ② 健康診断や適性診断の結果に基づき受信者に助言・指導しています。
- ③ 管理者は、外部機関が主催するセミナー等に積極的に参加し、自社の安全管理体制に活用するように努めています。
- ④ 初任運転者に対して行う安全運転の実技指導についてはハンドル時間20時間以上、大型バスで実際の運行ルートを走行し、安全な運転方法等を指導いたします。
指導者の指導歴は20年以上の運転者・運行管理者資格者で行っております。
初任運転者に対する添乗実技指導「別添2 初任運転者実技指導」のとおり
- ⑤ 不定期ではありますが、乗務員にその時々が必要と思われる内容の研修会を実施しスキルアップと再確認の教育も行っております。

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果

並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする 措置

- ① 内部監査手順書に基づき経営トップと安全統括管理者に対して実施しました。
ヒヤリハットへの対応が不足していると感じたので、この点を今後の課題とし取り組んでいきます。
- ② 民間指定機関における輸送安全マネジメントセミナーを受講し乗務員教育に取り入れていきます。

8.安全統括管理者に係る情報

氏 名：平田隆彦
役 職：統括課長
選任年月日：令和7年9月23日

9.安全管理規程

別添1のとおり

10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用 10人	正規雇用以外 2人			
	社会保険等加入者数	健康保険 9人	厚生年金 8人	労災保険 8人	雇用保険 8人	
		平均勤続年数	4年			
	平均給与月額 の水準	正規雇用運転者 A	正規雇用以外 運転者			

※平均勤続年数は直近事業年度における正規雇用運転者が対象（過去に勤務していた他社の勤続年数は含まない）。

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者 3人	運行管理補助者 4人	整備管理者 3人	整備管理補助者 0人
内他業務（運転者等）の兼任者数	2人	2人	0人	0人

11. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	4台	2004年	2018年	15年	4台	4台	4台
中型	1台	年	2018年	8年	1台	1台	1台
小型	3台	2003年	2019年	17年	3台	3台	3台

区分	主な運行の態様 観光輸送（昼間）、観光輸送（夜間）、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送、乗合高速バス受託、その他のいずれかを記載	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送	無制限円	無制限円
中型	観光輸送	無制限円	無制限円
小型	観光輸送	無制限円	無制限円

別添 1

安全管理規程

有限会社 飛内運輸

安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各担当を統括し、指導監督を行う。
- 3 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各担当を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要

な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

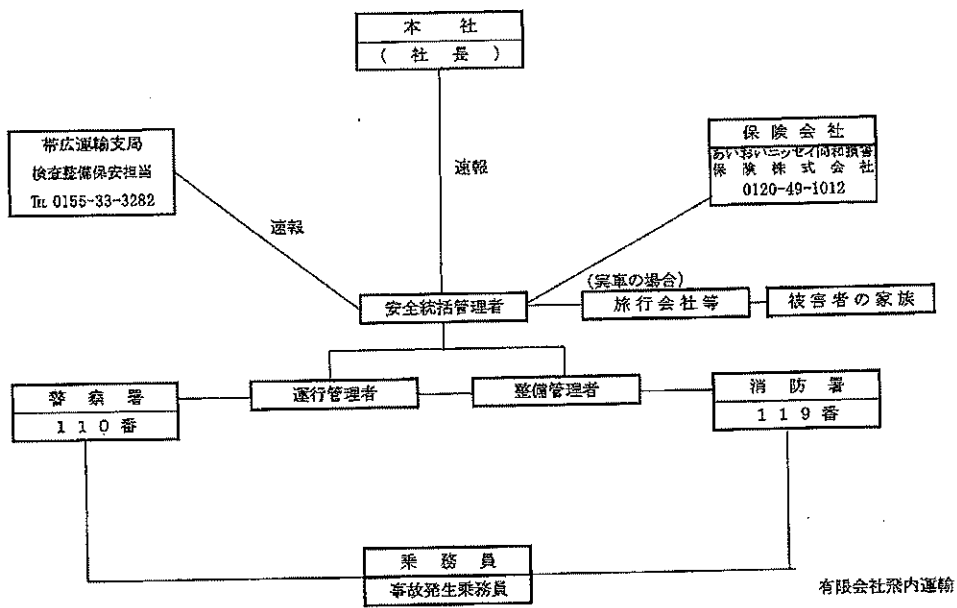
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

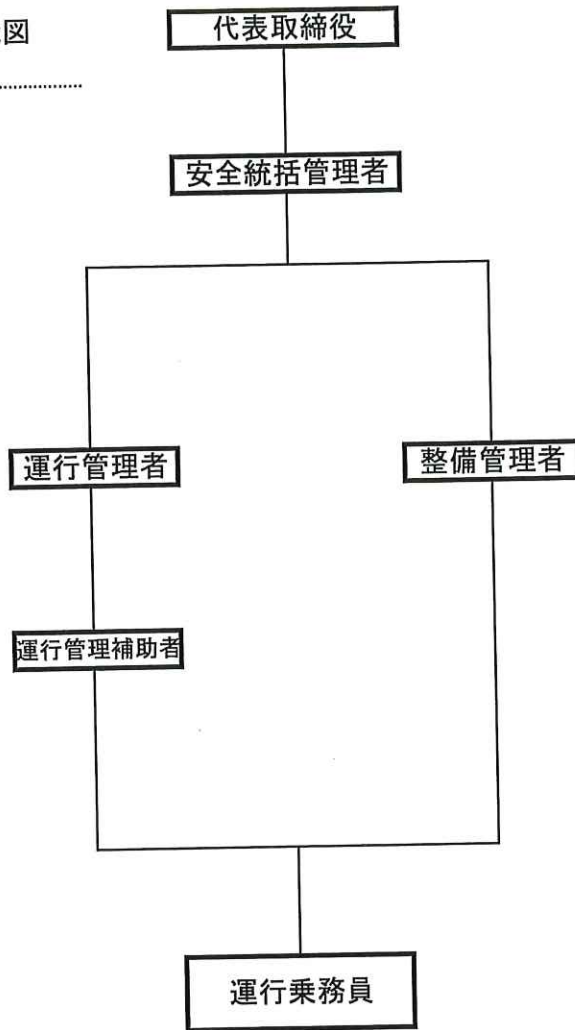
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

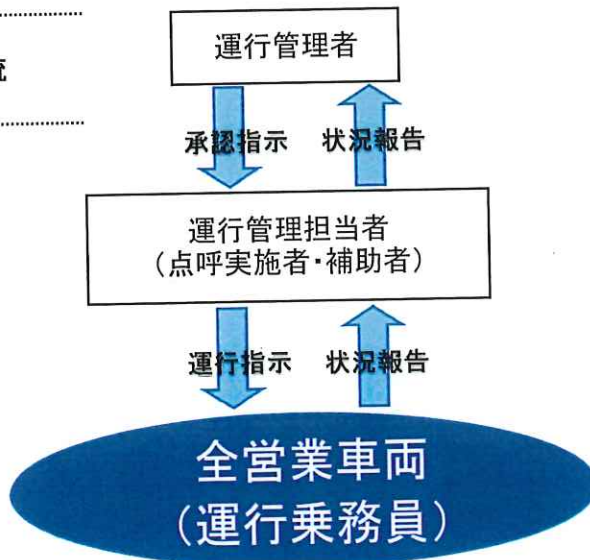
事故・災害等に関する緊急連絡体制図



有限会社飛内運輸 組織図



当日バス運行指揮系統



別紙

輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

1. 本規定第18条第3項の取り扱いについて、各事業所で所持している「輸送の安全に関する情報」は各事業所の所属長が責任を持って記録・保管をする
2. 情報全般は、作成した書類はファイルに、データはUSB又はSDカード若しくはPC内にそれぞれ記録する。
3. 記録したものは、所属長の管理下のもとロッカー等の収納庫に保管する。使用する際は、所属長の許可を得る。
4. 保存期間は、記録開始日より3年とし、期間の満了を迎えたものから順に廃棄するものとする。尚、廃棄には所属長及び安全統括管理者の了解を必要とする。

附 則

本規程実施年月日

平成26年 1月 6日より実施

令和 7年 2月 5日より一部改正し実施

令和 7年 8月 2日より一部改正し実施

別添 2

初任運転者実技指導



『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月11日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 9:42	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・始業・終業時の日常点検方法 ・各装置の操作手順他	
入庫 14:52	◆主な走行経路 車庫～R38～R241～おとふけ道の駅～R241～R38～車庫				
合計 1:39					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月13日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:18	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法	
入庫 15:54	◆主な走行経路 車庫～R38～R241～土幌道の駅～R241～R38～車庫				
合計 3:21	車庫～R38～サホロリゾート～R38～車庫				

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月16日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田陸彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:18	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・道の駅での駐車方法	
入庫 16:18	◆主な走行経路 車庫～R38～十勝川温泉道の駅～R38～車庫				
合計 3:09	車庫～R38～R54～R133～R274～鹿追道の駅～うりまく道の駅～R274～R38～車庫				

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月17日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田陸彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 8:53	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・観光地へのルート確認	
入庫 16:58	◆主な走行経路 車庫～R38～R136～R38～南ふらの道の駅～R237～R353～美瑛～R353～R237～ ～富良野～R38～車庫				
合計 6:14					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月18日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス業務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運 行 経 路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:07	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・観光地へのルート確認 ・自動車専用道使用 スピード感覚 車間距離などの確認	
入庫 16:17	◆主な走行経路 車庫～R38～帯広広尾自動車道～R236～忠類道の駅～R236～中札内道の駅～R236～R38～車庫				
合計 3:14					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月21日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス業務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運 行 経 路			実技指導の具体的内容	
出庫 9:35	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・観光地へのルート確認 ・自動車専用道使用 スピード感覚 車間距離などの確認	
入庫 14:48	◆主な走行経路 車庫～R38～帯広広尾自動車道～R1157～R109～帯広空港駐車場～R109～R1157～幸福駅～R238～更別道の駅～R236～大樹道の駅～帯広広尾自動車道～R38～車庫				
合計 2:53					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月23日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:20	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・観光地へのルート確認	
入庫 16:03	◆主な走行経路 車庫～R38～芽室町内～R38～車庫				
合計 2:33	車庫～R38 十勝川温泉道の駅～R38～車庫				

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年6月30日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	㊟
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 9:51	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・各装置の操作方法 ・観光地へのルート確認 ・右左折時の安全確認 ・巻き込みなどの練習	
入庫 14:52	◆主な走行経路 車庫～R38～芽室町内～R38～車庫				
合計 1:22					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年7月1日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	④
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:11	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			<ul style="list-style-type: none"> ・安全な運転方法 ・車両感覚は良くなりました ・観光地へのルート確認 ・右左折時の安全確認 ・峠の上り下りの速度・排気ブレーキ操作方法 	
入庫 15:25	◆主な走行経路 車庫～R38～R274～日高道の駅～R274 土幌道の駅～R241～R38～車庫				
合計 3:56					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年7月5日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	④
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦 指導歴 30年	貸切バス乗務経験 42年	
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 9:15	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			<ul style="list-style-type: none"> ・安全な運転方法 ・観光地へのルート確認 ・入出庫時運転操作 ・後退時の車両感覚 	
入庫 15:25	◆主な走行経路 車庫～R38～浦幌道の駅～R38～車庫				
合計 4:12					

以上

有限会社 飛内運輸

『初任運転者実技指導』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	令和7年7月7日	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	担当者確認	④
初任運転者	山本美智子	指導者	平田隆彦	指導歴 30年	貸切バス業務経験 42年
車種区分	大型車・中型車・小型車				
時間	運行経路			実技指導の具体的内容	
出庫 10:01	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。			・安全な運転方法 ・観光地へのルート確認 ・入出庫時運転操作 ・後退時の車両感覚	
入庫 14:56	◆主な走行経路				
合計 2:38	車庫～R38～R241～R273～猿平温泉～273～R241 土幌道の駅～R241～R38～車庫				

以上

有限会社 飛内運輸

特別指導記録 <初任運転者>

指導修了確認欄

運転者名	入社日	指導時間	
山本 美智子	令和7年6月9日	指導教育 11.0 時間	添乗指導 35:26:00 時間

社 長	指導運営者

内 容	実施年月日・時間	実施者
1 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項(運行指示書の遵守も含む)、道路交通法(無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール)を理解させた。	令和7年6月12日 2 時間	平田隆彦
2 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。	令和7年6月11日 2 時間	平田隆彦
3 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルトの着用の徹底他運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	令和7年6月12日 2 時間	平田隆彦
4 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する車両と同一車種区分(大型・中型・小型)の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	令和7年6月13日 2 時間	平田隆彦
5 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置(※ASV:1. 2. 3. 4. 5)を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	令和7年6月16日 2 時間	平田隆彦
6 ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 安全運転の実技の際のドライブレコーダーの記録を使用し、運転者自身の運転特性を把握させ是正のために必要な指導を実施した。	令和7年7月14日 1 時間	平田隆彦

※ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置

座学時間合計(告示基準は10時間以上)

7 安全運転の実技	実施年月日・時間	実施者
実際に運行する可能性のある経路で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する車両と同一の車種区分(大型)の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。 ・各装置の操作 ・ハンドル操作 ・交通法規遵守 ・安全確認 ・運転態度 (別添)添乗指導記録簿	令和7年6月11日	平田隆彦
	~ 令和7年7月7日 35:26:00 時間	

実技実施時間合計(告示基準は20時間以上)

8 ドライブレコーダーの記録等を利用した指導の効果の確認	実施年月日	実施者
ドライブレコーダーの記録(15分間程度)の確認(又は添乗等)により、習得の程度を把握し指導を行った。	2025/7/14	平田隆彦

特別指導記録 <初任運転者>

指導修了確認欄

指導運行管理者



有限会社 飛内運輸

初任診断結果を踏まえ、個々の運転者の総合所見内容を確認し助言指導を実施
安全な運転方法について運転者自ら考えるように配慮しつつ指導を実施した。

【実施した具体的な指導内容】

- ◇良い点が認められた項目は、動作の正確さ・安全態度について・他人に対する好意について優れている。すばやく正確に操作をすること、相手を思いやり、穏やかな運転ができる、他人に対して好意的に接しようという様子が見られる。
- ◇注意点の項目は、注意の配分・判断 動作のタイミング、注意が一点に集中しがちな点、タイミングが早く確認よりも判断・動作が先行がち、ゆとりを持って一呼吸おく気持ちを日頃から確認に重点を置くように。

1. ※初任診断結果の判明日から1ヵ月以内に実施した。

初任診断結果の判明日	2025 年 6 月 10 日
指導実施年月日	2025 年 6 月 11 日
指導実施時間	9 時 00 分 ~ 9 時 40 分
指導実施場所	本社1階

上記の通り指導を受けました。

氏名 山本 美智子

貸切バス運転者特別な指導の効果確認記録

効果確認	<p>事業者が当該運転者の実車運行をドライブレコーダー記録又は添乗等で確認し、特別な指導の習得の程度を把握すること。</p> <p>ドライブレコーダーの記録を利用して習得の程度を確認する場合、実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の15分間程度の記録を確認するものとする。 この場合において可能な限り、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録をそれぞれ確認するよう努めるものとする。</p>
------	--

運転者氏名	山本 美智子
選任日	2025年7月10日
選任車種	<input checked="" type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 小型車

効果確認日	2025年7月14日
確認運行日	2025年7月14日
運行車両番号	帯広200か425
確認者（添乗者）	平田 隆彦
確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂道走行における減速操作、排気ブレーキ操作 ・ 市街地における、停止線位置負い及び車間距離 ・ 駐車場の適切な位置の停車 ・
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘事項は見受けられなかったので、引き続き余裕のある安全運転を心がけてもらうよう指導しました。 ・
ドラレコファイル名	・ ESTRSAードライブレコーダー保存画像再生より

※ ドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した際は、記録について3年間の記録が必要であり、そのファイル名についても内容の一部として記録する必要がある。

【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

1.令和7年度 輸送の安全のために講じた措置

- 全車両へのドライブレコーダーを導入しております。
- 衝突被害軽減ブレーキなどを装着した先進安全自動車（A S V）は、現在9台中、5台で維持しています。
- ドライブレコーダーのデータを活用した教育を行っております。
- ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行いました。
- 定期的な健康診断を年に1度の受診また、健康診断の結果に基づいた健康管理指導を実施しています。
- 適齢診断(75歳以上)の年に1度の受信と診断結果に基づく教育・指導を行いました。

2.令和8年度 輸送の安全のために講じようとする措置

①健康管理について

- 定期的な健康診断と健康状態の把握・管理・指導を行って参ります。

②運転者の研修について

- 定期的な適性・適齢診断の受診と診断結果に基づく教育・指導を行って参ります。
- ヒヤリハットの収集を行い、日頃から安全への意識を高めて参ります。

③社内規定の遵守と厳正な点呼の実施

- 疲労・疾病・睡眠の状況の確認とアルコール検出者ゼロに努めます。

④安全に係る投資について

- | | |
|------------------|-----------|
| ▪ 車両・設備・システムの導入等 | 20,000 千円 |
| ▪ 教育・訓練等 | 200 千円 |
| ▪ その他健康管理等 | 200 千円 |

有限会社飛内運輸

代表取締役 飛内 壯夫

【輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況】

1. 令和7年度 実施状況

●乗務員教育をデジタルタコグラフデータ・ドライブレコーダー・その他映像等を用い、下記の内容にて実施しました。

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構えについて
- ② 飲酒運転防止対策について
- ③ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について
- ④ 事業用自動車の構造上の特性に合わせた運転について
- ⑤ 雨天時・積雪時の安全運転について
- ⑥ 乗車中の旅客安全を確保するために留意する事項について
- ⑦ 旅客自動車輸送事業運輸規則第49条・第50条について
- ⑧ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意する事項について
- ⑨ 過労運転防止とサービス向上について
- ⑩ 危険予知及び回避方法について
- ⑪ 運転者の運転適性に応じた安全運転について
- ⑫ 非常用信号用具、非常口、消火器等の取扱いについて
- ⑬ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因に対する対処法について
- ⑭ 運行する経路及び営業区域内における道路・交通状況の把握について
- ⑮ 健康管理の重要性について
- ⑯ その他季節的事象や交通安全運動、事故情報などについて

●健康診断の結果に基づき、健康管理について指導しました。

●適齢・適正診断の結果に基づき、受診者の助言指導しました。

2. 令和8年度 計画

- 車両火災・バスジャックを想定した防災訓練の実施。
- 年間教育計画に基づいた乗務員教育の実施。
- 運輸安全マネジメント講習会への参加。
- 健康診断の結果に基づいた、健康管理の指導。
- 適齢・適正診断の結果に基づいた、受診者の助言指導。

有限会社飛内運輸
代表取締役 飛内 壯夫

運輸安全マネジメントの取り組み

【令和年度(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)】

■ 輸送の安全に関する基本方針(安全方針)

1. 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
3. 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
4. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

■ 社内への周知方法

- 安全に関する基本方針を社内に掲示する。
- 安全に関する基本方針携帯カードを全従業員に配布する。

■ 令和 8 年度安全方針に基づく安全目標

1. 人身事故 ゼロ。
2. 飲酒運転 ゼロ。
3. 物損事故 ゼロ。

■ 目標達成のための計画

- 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施。
- 定期的な適性・適齢診断の受診と診断結果に基づく教育・指導を実施。
- 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

■ 令和 7 年度 安全目標達成状況

1. 人身事故ゼロ。 結果 0 件
2. 飲酒運転ゼロ。 結果 0 件
3. 物損事故ゼロ。 結果 0 件

■ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故件数

0 件

有限会社 飛内運輸
代表取締役 飛内 壯夫

車輛紹介

メーカー	車種	列	正座席+補助席	乗車定員
日野	リエッセ	6列	19+5	24名
日野	リエッセ	6列	17+6	23名
日野	リエッセ	7列	22+6	28名
日野J	セレガ	7列	27	27名
日野	セレガR	11列	45	45名
三菱ふそう	エアロ	12列	49+9	58名
三菱ふそう	エアロ	12列	49+5	54名
いすゞ	ガーラ	12列	49+4	53名



被害者等支援計画

2026年4月

有限会社 飛内運輸

被害者等支援計画

1. 被害者等支援の基本的な方針

安全の確保は経営の根幹であると同時に輸送業務の最大の使命であり全てにおいて優先する重要課題です。弊社では「安全管理規程」により、事故発生時の措置を定め、輸送の安全性向上を図ることとしています。

しかしながら万が一、お客様の死傷を伴う事故・災害（以下「事故」という。）が発生した場合は、まず人命の救助を最優先に行動し、避難誘導及び救護にあたります。

また、直ちに経営トップを中心とした対策本部を設置するとともに、できる限る速やかに事故の被害に遭われた方及びご家族等に寄り添い、誠意をもって対応し、支援して参ります。

このような弊社の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方及びご家族等への支援について、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日）に則って、次のとおり有限会社飛内運輸被害者等支援計画を策定し、実施して参ります。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故状況のご家族への報告

重大事故が発生した場合は対策本部を設置するとともに、被害に遭われた方のご家族からのお問い合わせに対する窓口を設け速やかにお知らせいたします。

被害に遭われた方の情報については、関係各所・自治体、警察、消防等から得た情報を基に可能な限りご家族への情報提供に努めて参ります。

ご家族に連絡が取れた場合で、被害に遭われた方の情報を公表することを希望されない場合には、原則としてそのご意向に沿った対応をいたします。

② 被害に遭われた方への継続的情報提供

事故に関する情報や原因、再発防止策等については、継続的に情報を提供いたします。

(2) 事故現場における対応

① 事故現場・待機場所へのご案内

事故の被害に遭われた方及びご家族が、事故現場又は事故現場付近の待機場所へ移動・滞在する場合、移動手段や宿泊先の手配など可能な限りの人員を配置し必要とされるできる限りの支援を行います。

② 滞在中の支援

事故発生直後において被害に遭われた方のご家族が、事故現場で情報収集等の活動をされる場合には、そのご要望に誠実に対応し安否確認への付き添い、待機場所、食料・飲料、宿泊先の手配など、必要とされるできる限りの支援を行います。

③ 継続的な対応

被害に遭われた方及びご家族からのご相談、精神的なケアへの対応などの支援については、国土交通省や専門機関の指導を仰ぎながら、事業者としてできる限りの対応を行います。

3. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 教育・研修・訓練等

事故が発生した場合に備え、平時から、事故の被害に遭われた方及びご家族を支援するための組織体制の整備、社員の教育、研修及び異常時対応訓練を実施することといたします。

- ・社員に対して、「重大事故想定訓練」を実施いたします。
- ・社員に対して、「対策本部設置・緊急連絡訓練」を実施いたします。
- ・社員に対して、お客様の避難誘導、応急救護等の訓練を実施いたします。
- ・社員に対して、安全確保の意識高揚を図るべく、各種研修・教育を実施いたします。

(2) 事故の被害に遭われた方及びご家族への支援を実施する体制

事故発生時の対策本部組織図

